

## ◎葉山町契約規則

(条件変更等)

**第65条** 契約者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項に規定する事実を発見したときは、契約者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、契約者が立会いに応じない場合には、契約者の立会いを得ずに行うことができる。

3 町長は、契約者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して講ずるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査終了後速やかにその結果を契約者に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果において、第1項の規定による事実が町長と契約者の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの町長が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの町長が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの町長及び契約者が協議して町長が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合においては、町長は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は契約者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

**第65条の2** 町長は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を契約者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、

町長は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は契約者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

**第68条** 町長又は契約者は、工期内に賃金又は物価の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して書面をもって契約金額の変更を求めることができる。

2 前項の規定による請求は、請負契約締結の日から12月を経過した後でなければこれを行うことができない。

3 町長又は契約者は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(契約金額から出来形部分に相当する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相当する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の100分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき町長及び契約者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、町長が定め、契約者に通知する。

5 第1項の規定による請求は、この規定により契約金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第2項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、町長又は契約者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を求めることができる。

7 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、町長又は契約者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を求めることができる。

8 前2項の場合において、契約金額の変更額については、町長及び契約者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、町長が定め、契約者に通知する。

9 第4項及び前項の協議開始の日については、町長が契約者の意見を聴いて定め、契約者に通知しなければならない。ただし、契約者が第1項、第6項又は第7項の規定による請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、契約者は、協議開始の日を定め、町長に通知することができる。

## ◎横須賀市契約履行規則

(条件変更等)

**第24条** 契約者は、施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、速やかに書面によりその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書等における内容が交互符合しないこと。
- (2) 設計図書等に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書等の表示が明確でないこと。
- (4) 施行現場の形状、地質、湧水等の状態、施行上の制約等、設計図書等に示された自然的又は人為的な施行条件が実際の施行現場と相違すること。
- (5) 設計図書等で明示されていない施行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を求められたとき又は自ら前項に規定する事実を発見したときは、契約者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、契約者が立会いに応じない場合には、契約者の立会いを得ずに行うことができる。

3 市長は、調査の結果（これに対して講じるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、その結果を契約者に通知しなければならない。この場合において、市長は、措置の内容を決定するときは、契約者の意見を聴かななければならない。

4 市長は、第2項に規定する調査の結果、第1項に規定する事実が確認された場合は、必要に応じて施行内容の変更又は設計図書等の訂正を行わなければならない。この場合において、市長は、第1項第4号又は第5号の規定に該当して施行内容を変更し、かつ、目的物の変更を伴わないときは、契約者と協議のうえ、施行内容の変更又は設計図書等の訂正を行うものとする。

5 前項の施行内容の変更又は設計図書等の訂正により契約期間、契約金額等の契約内容に変更が生じるときは、第25条第1項の規定により契約変更通知書を送付するものとする。

（やむを得ない事情による設計図書の変更）

**第24条の2** 市長は、公用又は公共のためやむを得ない事情があると認めるときは、設計図書の変更内容を契約者に通知して、設計図書を変更することができる。

2 前項に規定する設計図書の変更により契約期間、契約金額等の契約内容に変更が生じるときは、第25条第1項の規定により契約変更通知書を送付するものとする。

（一時中止）

**第24条の3** 施行用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって契約者の責めに帰すことができないものにより契約の目的物等に損害を生じ、若しくは施行現場の状態が変動したため契約者が契約を履行できないと認められるときは、市長は、中止内容を直ちに契約者に通知して、契約の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

2 市長は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、中止内容を契約者に通知して、契約の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

3 市長は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させたことにより契約期間、契約金額等の契約内容に変更が生じるときは、次条第1項の規定により契約変更通知書を送付するものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

**第26条** 市長及び契約者は、契約期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、書面により相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 市長及び契約者は、前項の規定による請求があったときは、変動前未履行金額(契約金額から当該請求時の出来形部分に相当する金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後未履行金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前未履行金額に相当する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前未履行金額の1,000分の15を超える額について協議するものとする。

3 変動前未履行金額及び変動後未履行金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市長及び契約者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、市長は、変動前未履行金額及び変動後未履行金額を定め、書面をもって、契約者に通知するものとする。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後に再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により契約期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、市長及び契約者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、市長及び契約者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、契約金額の変更額については、市長及び契約者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に協議が整わない場合にあっては、市長が定め、契約者に通知する。

8 第3項又は前項の協議の開始の日については、市長が契約者の意見を聴いて定め、書面をもって、契約者に通知する。ただし、市長が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、契約者は、当該協議の開始の日を定め、書面をもって、市長に通知することができる。

## ◎鎌倉市契約規則

(設計変更及び工事の中止等)

**第56条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに調査し、必要があると認めるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書が一致しないこと。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) その他予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 前項の規定による設計図書の訂正又は変更により契約金額を変更する必要があるときは、変更前の契約金額を変更前の設計金額で除して得た率に変更後の設計金額を乗じて算出した額をもつて契約者と協議する。ただし、協議が整わないときは、市長の認定による。

3 前項の契約金額は、原契約金額の1/3を超えて増額することはできない。

4 市長は、天災等により工事を施工することができないと認めるときは、工事の全部又は一部を中止させなければならない。

5 市長は、第1項及び前項に定めるもののほか必要があると認めるときは、設計図書を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を中止させることができる。この場合において、市長は、契約期間又は契約金額の変更をすることができる。

6 前項の規定により契約者に生じた増加費用は、市長が負担する。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

**第58条** 各当事者は、契約期間内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となつたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 各当事者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に相應する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の15/1000を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

3 変更前残工事代金額及び変更後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき各当事者が協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあつては、市長が定め、契約者に通知するものとする。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行つた後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により契約期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、又は予期することのできない特別な事情により契約期間内に日本国内において急激なインフレーション若しくはデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となつたときは、各当事者は前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。

6 前項の場合において、契約金額の変更額については、各当事者が協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあつては、市長が定め、契約者に通知するものとする。

## ◎三浦市契約規則

（工事の中止及び設計変更等）

**第48条** 契約担当者は、必要と認めるときは、工事の施行を中止し、又は設計若しくは仕様を変更することができる。この場合において、契約担当者は相当と認める履行期間等を伸縮することができる。

2 前項前段の規定により工事の設計又は仕様を変更する場合には、変更による契約金額の増減が原契約金額の3分の1を超えない範囲内で行わなければならない。ただし、これにより設計又は仕様を変更することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。

## ◎逗子市財務規則

（工事の仕様変更等）

**第175条** 市長は、必要があると認めるときは、工事の施工を中止し、又は設計若しくは仕様の変更をすることができる。この場合において、市長は、当該契約者と協議して契約期間を伸縮することができる。

2 工事の設計又は仕様を変更するときは、原則として契約金額の3分の1の額を超えない範囲内で増減することができる。

3 前項の規定により契約金額の増減をする必要があるときは、内訳明細書により算出し、これによることができないときは、当該契約者と協議して定める。